

美郷雪華ルームフレグランスを開発



みさとせっか

美郷雪華

美郷の癒しの香りを届けます

3 月3日、名水市場湧太郎で町オリジナル品種のホワイトラベンダー「美郷雪華」を使用したルームフレグランスの商品発表会を開催しました。関係機関や販売店などから約50名が出席し、町の新たな特産品を披露しました。

町では、これまで毎年7月のラベンダー園閉園後は、栽培管理のためラベンダーを全面刈取りし廃棄処分していました。商品開発は、美郷大使である町田睿さんから、廃棄処分していたラベンダーの有効活用の提言をいただいたことを契機に、平成24年度から開始。その後は、北都銀行やフィディア総合研究所と連携し、昭和大学医学部の塩田清二教授の協力を得ながら、調査研究を重ねてきました。香りのアンケート調査の中で人気の高かった美郷雪華に特化した商品開発を進め、美郷雪華から抽出した芳香液を主成分としたルームフレグランスが完成しました。

発

表会では、松田町長や町田大使らが出席。松田町長は「町が目指すのは『癒しの郷』。ラベンダーの持つ癒しの効果を広く示すとともに、癒しの郷としてのイメージづくりに寄与してほしい」と期待を述べました。美郷観光レディと美郷

のミズモによる商品披露に続いて、出席者全員に商品が配られました。

一人ひとりが商品を開封して香りを楽しむなど、会場全体に優しい香りが広がりました。

美郷雪華ルームフレグランスは、平成26年度のラベンダー収穫後に、町観光情報センターなどで販売する予定です。



商品を披露する町観光レディと美郷のミズモ

事業期間が延長になりました!!

平成29年度までに課税された家屋が対象となります。

- ①新築の場合:平成28年12月31日までに完成した家屋
- ②購入の場合:平成28年12月31日までに登記が完了した家屋



美 郷町に家屋を建築する方や空き家を購入する方を支援しています。家屋の建て替えや町内に転入される方も支援の対象となります。

奨励金が交付される方



①40歳未満の方



②高校生以下のお子様を扶養している方

奨励金の金額

最近町外に連続10年以上
居住していた方

住宅・宅地の
評価額の5%を助成 **上限70万円**

ベース

左記以外の方で既に町内に
居住している方等

住宅・宅地の
固定資産税
相当額の3倍を助成 **上限35万円**

さらにオプションで +α

町内の事業者からの新築家屋取得の場合

町内業者建築加算 一律 **10万円**

高校生以下のお子様がいる場合

子ども加算 子ども1人につき **10万円**

交付要件

次の要件を満たす必要があります。

- ①税金や各種納付金等を完納していること。
- ②美郷町に定住(5年以上)することを目的に家屋^(※)を取得(新築・購入)し、取得後6カ月以内に世帯員全員が美郷町に定住していること。

※対象家屋等は、平成29年度までの間に、新たに美郷町から固定資産税が課税されることになったものに限り、(所有者に新たに課税されることになった空き家も対象になります。)

交付申請

新たに固定資産税が課税されることになった年度の7月末日までに、交付申請書を町商工観光交流課へ提出してください。(申請は住民登録後でないとできません。)

その他

- ・5年以内に転出した場合等、奨励金を返還していただく場合があります。
- ・この奨励金の対象とならなくても、これまでの定住促進奨励金の対象となる場合があります。

詳しくは下記までお問い合わせください。

問い合わせ◎町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909